

防衛装備庁仕様書

1 / 2

品 件 名	車両借上	仕様書番号	T-AA-0033
		作成年月日	令和6年12月10日
		作成部課名	防衛装備庁長官官官装備開発官 (陸上装備担当) 付第3開発室

1 目的

試験実施場所への移動に使用する車両借上（以下「本借上」という。）について規定する。

2 車両形式及び数量

車両形式及び数量は表1のとおりとする。

表1 車両形式及び数量

番号	車両形式	数量	備考
1	コンパクトカー、AT、2人乗り以上、レギュラーガソリン、カーナビ付、スタッドレスタイヤ装備 原則として、グリーン購入法の基準を満たす車両とし、油脂類（ウィンドウォッシャー液等）が適量補充されているものとする。	1台	

3 借上期間

下記期間とすること。

- (1) 令和7年3月10日（月）～令和7年3月14日（金）
- (2) 令和7年3月17日（月）～令和7年3月21日（金）
- (3) 令和7年3月24日（月）

4 受領場所

新白河駅周辺

5 返納場所

新白河駅周辺

6 検査

車両形式（種類及び性能）、数量及び日程について行う。

7 保険

対人保険及び対物保険の補償は無制限であり、車両事故での車両補償は自己負担を負わないものとする。免責補償制度に加入しているものとする。

8 その他

- (1) 官が正常な使用状態において使用した借上車両が安全運転上好ましくない状態になった場合、又は定期点検等の維持管理を要する時期を迎えた場合は、速やかに代替車両を提供するものとする。
- (2) 官は、業務遂行上万一事故が発生した場合でも、官の過失の有無に依らず、契約相手方に対し車両の交換を要求することができる。この場合に生じる搬送経費等は契約相手方が負担するものとする。

- (3) 官が契約相手方から借り上げている車両に官の過失の有無に依らず損害が生じ、修理が必要となった場合には、その修理期間中に要する営業保証金は契約代金に含まれるものとする。
- (4) 官は、借上車両について、その借上期間中は善良な管理者の注意義務を負うものとする。
- (5) この仕様書について疑義が生じた場合には、速やかに官と協議するものとする。